

神奈川県
環境農政局農水産部

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和5年4月

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本的方向

本県では、施設園芸、畜産、露地野菜、果樹、水稲など、大消費地を抱える有利な立地条件を生かした都市農業が展開されており、県民に新鮮で安全な野菜や畜産物などを安定的に供給するとともに、県土の保全、水源のかん養等の多面的機能においても大きな役割を果たしている。

しかしながら、本県農業を取り巻く環境は、都市化の進展、消費者ニーズの変化、市場のグローバル化など大きく変化する一方、農業者の高齢化、担い手不足、気候変動による気象災害の頻発化など生産面の課題も深刻化している。このような状況に対応するため中核的な経営体を始めとする様々な農業経営体が、それぞれの経営能力を十分発揮しながら、多様な都市農業を展開することが必要とされてきている。

国においては、近年、都市農業が持つ役割が再評価され、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、平成28年5月には基本計画が策定された。また、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」を策定した。さらに、平成30年11月の農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）改正では所有者不明農地の利用促進を強化、令和2年4月の法改正では農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化するとともに、担い手の活動範囲に応じて国又は県が認定農業者を認定する広域認定制度を創設、令和5年4月の法改正では人・農地プラン（以下、人・農地プランの後継制度となる「地域計画」という。）の法定化や農地中間管理機構を中心とした農地の集積・集約化が盛り込まれた。

県においては、平成18年4月に「神奈川県都市農業推進条例」を施行、令和元年12月に改正し、まとまりのある優良な農地や市街地及びその周辺にある農地を保全する県の姿勢を明確に示した。また、同条例に位置付ける指針であるとともに都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「かながわ農業活性化指針」を令和5年3月に改定し、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進」とし、その目標達成のために「生産」、「消費」及び「環境」の3つの施策の方向を定め、都市農業の持続的な発展を図っている。

これらを踏まえ、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ

積極的に実施していくことが重要である。

このため、県は各地域の気候、地形、振興品目及び栽培技術などの特性を生かした効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するとともに、これら経営体への農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成・確保が困難である等の場合は、地域の実情に即し、これらの農業経営を営む者以外にも地域農業の維持・発展に必要となる多様な担い手像を明確にするるとともに、基盤整備等の支援を実施することにより、本県農業の健全な発展を図る。

2 具体的方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、今後 10 年間を見通して、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得の確保と、年間労働時間の水準を達成することができるような効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するとともに、これらの農業経営を営む者が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 年間農業所得 | 650～750万円（1個別経営体当たり） |
| | ※主たる従事者1人当たり約550万円、補助労働者1～2名を想定 |
| 年間労働時間 | 1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり） |

この目標を達成するため、次の施策を総合的に推進する。

ア 地域（集落）における話し合いを基本に、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用を図り、荒廃農地の利用促進を含めた、利用権・農地中間管理権の設定や農作業受委託等による経営規模拡大を推進する。

イ 優良農地の維持・保全と生産性向上のため、地域農業の特性に即した生産基盤の整備を推進するとともに、農用地の利用率の向上を図る。

ウ 省力化・低コスト化を目指して、農作業の分業化・協業化の促進及び生産から販売までの共同利用機械・施設の整備を推進するとともに、スマート技術等の先進技術・施設の導入等による栽培管理技術の高度化を推進する。また、GAP（農業生産工程管理手法）の取組支援等を実施する。

- エ 都市の中の農業という利点を生かし、多様な消費者ニーズに即応する生産体制の強化、観光農園などの6次産業化や市民農園などの交流型農業等への支援、多様な販売方法に応じた流通システムづくりを推進する。
- オ 資金調達力や取引信用力の向上、雇用労働力の円滑な確保を図るため、必要に応じて個別経営体から法人経営体への移行を誘導する。また、優れた経営感覚を有し、常時雇用の導入等により高い生産力を確保した年間販売額3,000万円以上のトップ経営体を育成する。
- カ 新規に就農を希望し、その者の意欲と能力などから見て、将来、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への発展が見込まれる認定新規就農者等にあつては、農用地のあつせん等に努め、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への誘導を図る。
- キ 農業経営改善計画の期間満了を迎える認定農業者については、今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と考え、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を重点的に行う。
- ク 農業経営体における女性の役割が大きいことから、女性の農業進出や、女性目線の商品開発による収益増加など女性の力を生かした経営発展を支援する他、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を推進する。
- ケ 脱炭素社会の実現に向け、化学農薬・化学肥料の使用削減や省エネ技術の導入、家畜ふん堆肥の有効利用など環境と調和のとれた農業生産を推進する。

(2) 地域の実情に即した多様な担い手の位置付け

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実情に即し、多様な担い手を以下のように位置付ける。これらの経営発展を加速することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成を図る。

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者を補完する受託組織等

農作業受託組織については、農作業の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者を補完するものとして、ほ場整備事業実施地域など生産基盤が整った地域を中心にその育成を図る。

イ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織の育成を図るとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図

る。

特に集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農用地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえて、

(ア) 組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体への発展が図られるものを育成する。

(イ) 組織内のオペレーター等の専従者から個別経営体への発展が図られるものを育成する。

ウ その他、地域農業の維持・発展に資する個人及び法人

市民農園の規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の農業技術を有する個人及び企業・NPO等の農地所有適格法人以外の法人については、農業者の高齢化や後継者不足、荒廃農地の増加、狭小農地の点在といった本県農業を取り巻く情勢を考慮して、本県都市農業の持続的発展を図るため、中核的な経営体への農用地の利用集積が困難な場合に限り多様な担い手の一つとして育成・確保に努め、農用地の有効利用を進めていく。

3 地域別改善方策

(1) 横浜川崎地域

スマート技術等の先進技術を導入した施設園芸や畜産など、限られた農用地を効率的に活用するとともに、大消費地に近い有利性を生かした、軟弱野菜や果樹の生産を振興する。

また、環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

さらに、体験農園や市民農園などの交流型農業の推進及びトップ経営体や認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成等の施策の充実により、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

(2) 横須賀三浦地域

生産性の高い大規模露地野菜産地として、消費者のニーズに合った優良品種の導入、定植作業の機械化や混合堆肥複合肥料の活用など省力化・低コスト化技術の導入と、直売所での観光資源となる魅力ある農畜産物の販売、インターネット販売等の促進、トレーサビリティや合理的な流通システムによる新鮮で安全な野菜生産を

振興する。

また、農業生産基盤の整備や農用地の利用集積の促進による規模拡大とトップ経営体や認定農業者等の担い手の育成を図る。

さらに、直売や観光農業などによる消費者との交流促進や、農畜産物のブランド化を図るとともに、家畜排せつ物や野菜残渣の堆肥化など、循環利用による土づくり等の環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

(3) 湘南地域

スマート技術等の先進技術を導入した施設園芸や露地野菜、水稻、飼料作物、果樹、茶及び畜産が調和した複合産地として確立するため、大型直売施設等を核とした農畜産物の地産地消や直売所での観光資源となる魅力ある農畜産物の販売、インターネット販売等の促進、観光農業や市民農園などの交流型農業の推進とともに、豊富な地域資源を有効活用し、環境への負担の少ない持続性の高い農業の普及を通じた環境と調和のとれた農業生産を推進する。

また、トップ経営体や認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成及び集落等を単位とした生産組織の育成を図るとともに、農業生産基盤や生活環境の整備、農用地の利用集積、荒廃農地の発生防止・解消及び有害鳥獣被害対策を推進する。

さらに、農業農村、里地里山の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地、農業用水等の地域資源の保全管理、里地里山の保全と活用及びグリーンツーリズムを推進する。

(4) 県央地域

水稻、野菜、花き及び果樹では、農業生産基盤の整備や農用地の利用集積及び作業受委託の組織化を通じて農用地の高度利用による土地生産性の向上を図り、畜産では、低コストで生産性が高い経営の確立を図る。

また、都市近郊産地として新鮮で安全な農畜産物の地産地消体制を確立するとともに、直売所での観光資源となる魅力ある農畜産物の販売、インターネット販売等の促進や観光農業などの交流型農業、環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

さらに、トップ経営体や認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成、市民農園の整備、援農システムの構築などにより荒廃農地の発生防止・解消を図る。

中山間地域においては、茶などの地域特産物づくりや、高収益・高付加価値作物の積極的な導入により複合経営を確立し、沿道直売などの交流型農業を推進する。

そして、集落等を単位とした生産組織の育成を図るとともに、生産・生活環境基盤の整備や有害鳥獣対策の推進及び荒廃農地の発生防止・解消を図る他、農業農村、里地里山の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地、農業用水等の地域資源の保全管理、里地里山の保全と活用及びグリーンツーリズムを推進する。

(5) 県西地域

湘南ゴールドなどの優良系統柑橘やキウイフルーツ、ウメ、イチジクなどの果樹、タマネギなどの野菜、水稲、茶の栽培など立地や消費者ニーズに応じた複合産地として確立するため、湘南ゴールドのブランド化を進めるとともに、環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

また、オーナー制などの交流型農業や、定植作業の機械化や混合堆肥複合肥料の活用など省力化・低コスト化技術の導入、直売所での観光資源となる魅力ある農畜産物の販売、インターネット販売等の促進、直売や宅配などの多様な流通システムの整備を図る。

さらに、トップ経営体や認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成、市民農園の整備、援農システムの構築などにより荒廃農地の発生防止・解消を図る。

そして、集落等を単位とした生産組織の育成を図るとともに、生産・生活環境基盤の整備や有害鳥獣対策の推進及び荒廃農地の発生防止・解消を図る他、農業農村、里地里山の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地、農業用水等の地域資源の保全管理、里地里山の保全と活用及びグリーンツーリズムを推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の基本的指標

1 営農類型の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標として、現に神奈川県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

(個別経営体)

| 営農類型 | 経 営 規 模 | | 生 産 方 式 | |
|-----------------------------------|---|---|--|--|
| | 経 営 面 積 | 作 付 面 積 | 資 本 装 備 | そ の 他 |
| [No. 1] 施設 トマト + 露地野菜 | 1.0ha 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha | 促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha キャベツ 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.2ha | 硬質プラスチックハウス2,000㎡ ビニールハウス 2,000㎡ 自動カーテン 暖房機 トラクター20ps 1台 管理作業機 他 | ・ 温室は複合環境制御による自動化・省力化 ・ マルハナバチ、微生物農薬の利用 ・ 直売や量販店との契約栽培等による有利販売 |
| [No. 2] 施設 キュウリ + 水 稲 | 1.3ha 施設用地 0.5ha 水田 0.8ha | 半促成キュウリ 0.4ha 抑制キュウリ 0.3ha 小計 0.7ha 水稲 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.1ha | ビニールハウス 4,000㎡ 自動カーテン トラクター20ps 1台 暖房機 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 他 | ・ 温室は複合環境制御による自動化・省力化 ※1/5台：5経営体の共有していることを示す（以下、同様）。 |
| [No. 3] 施設 イチゴ + 水 稲 | 1.0ha 施設用地 0.4ha 水田 0.6ha | 促成イチゴ 0.3ha 小計 0.3ha 水稲 0.3ha 小計 0.3ha 計 0.6ha | ビニールハウス 3,000㎡ 自動カーテン 暖房機 トラクター20ps 1台 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 他 | |
| [No. 4] 軟弱野菜 | 1.15ha 施設用地 0.15ha 畑 1.0 ha | 施設ハウレンソウ 0.2ha 施設コマツナ 0.4ha 小計 0.6ha コマツナ 1.2ha ハウレンソウ 0.4ha 小計 1.6ha 計 2.2ha | ビニールハウス 1,000㎡ 保冷庫 かん水施設 トラクター20ps 1台 他 | ・ ベたがけ被覆による農薬使用の抑制 |
| [No. 5] 三浦型 露地野菜 | 畑 1.5ha | ダイコン 1.0ha 春キャベツ 0.7ha メロン 0.2ha スイカ 0.3ha カボチャ 0.3ha 計 2.5ha | ビニールハウス 100㎡ トラクター30ps 1台 フォークリフト 管理作業機 ダイコン選別・洗浄機 他 | ・ 対抗植物によるセンチュウ対策等の環境に配慮した栽培法の取組 ・ 食味や耐病性等に優れた品種の導入 |

| 営農類型 | 経営規模 | | 生産方式 | |
|------------------------------------|------------------------------------|---|---|--|
| | 経営面積 | 作付面積 | 資本装備 | その他 |
| [No. 6] 露地野菜 | 畑 2.0ha | ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ハウレンソウ 0.3ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha 計 3.3ha | トラクター30ps 1台 管理作業機 他 | ・ 軟弱野菜はべたがけ被覆による農薬使用の抑制 ・ 量販店との契約販売等による有利販売 |
| [No. 7] 野菜直売 | 施設用地 0.65ha 畑 0.15ha 畑 0.5ha | 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ハウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha 計 1.2ha | ビニールハウス 1,000㎡ 暖房機 保冷庫 トラクター20ps 1台 管理作業機 加工施設 30㎡ 加工機器 作業舎兼車庫 130㎡ 他 | ・ 農協等の直売所で販売 ・ 露地は多品目の周年栽培 ・ 漬物などの加工品の販売 ・ 微生物農薬やべたがけ資材による農薬使用の抑制 |
| [No. 8] 落葉果樹 + 水 稲 | 樹園地 1.0ha 樹園地 0.7ha 水田 0.3ha | ナシ 0.4ha ブドウ 0.3ha 小計 0.7ha 水稲 0.3ha 小計 0.3ha 計 1.0ha | 果樹棚 0.7ha 防鳥防虫ネット 0.7ha 乗用草刈り機 1/2台 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 他 | ・ 直売による有利販売経営 ※1/2台：2経営体の共有していることを示す（以下、同様）。 |
| [No. 9] カンキツ + ハウス ミカン | 樹園地 1.8ha | 早生ミカン 0.1ha 普通ミカン 0.9ha 優良中晩柑 0.5ha ハウスミカン 0.3ha 計 1.8ha | ビニールハウス 3,000㎡ 暖房機 貯蔵庫 選果機 他 | ・ 園内道の整備 ・ 湘南ゴールド等の優良中晩柑を導入 |
| [No. 10] カンキツ + 落葉果樹 | 樹園地 1.5ha | 早生ミカン 0.3ha 普通ミカン 0.4ha 優良中晩柑 0.3ha 白加賀 0.1ha 十郎・南高 0.4ha 計 1.5ha | 貯蔵庫 120㎡ 作業舎兼直売施設 130㎡ 選果機 モノレール フォークリフト 加工施設 44㎡ 加工機器 他 | ・ オーナー制や直売所等で有利販売 ・ 園内道の整備 ・ 湘南ゴールド等の優良中晩柑を導入 ・ 梅干用品種は半量を梅干加工 |

| 営農類型 | 経営規模 | | 生産方式 | |
|---------------------------|---------------------------------|---|---|--|
| | 経営面積 | 作付面積 | 資本装備 | その他 |
| [No. 11] 温室バラ | 0.8ha 施設用地 0.6ha 水田 0.2ha | バラ 計 0.25ha 0.25ha | ガラス室 1,650㎡ 硬質プラスチックハウス 850㎡ 暖房・かん水施設 冷蔵庫 他 | ・ 消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・ 温室は複合環境制御による自動・省力化 |
| [No. 12] 温室 カーネーション | 0.9ha 施設用地 0.6ha 水田 0.3ha | カーネーション 計 0.33ha 0.33ha | 硬質プラスチックハウス1,650㎡ ビニールハウス 1,650㎡ 暖房・かん水施設 冷蔵庫 他 | ・ 消費者ニーズに対応した多品目栽培 ・ 温室は複合環境制御による自動・省力化 |
| [No. 13] 温室鉢物 | 0.5ha 施設用地 0.3ha 水田 0.2ha | 鉢物 シクラメン プリムラ 他 計 0.13ha 0.13ha | 硬質プラスチックハウス1,000㎡ ビニールハウス 330㎡ 暖房・かん水施設 蒸気消毒機 他 | ・ 温室は複合環境制御による自動・省力化 ・ 直売を主体とした有利販売 |
| [No. 14] 観賞樹 | 畑 1.7ha | 苗木 養生樹 仕立 計 0.4ha 1.2ha 0.1ha 1.7ha | ビニールハウス 660㎡ 小型ショベル 他 | ・ 規格品の少品目多量販売 |
| [No. 15] 花壇用苗 | 畑 0.5ha | パンジー、野菜苗など 計 0.4ha 0.4ha | ビニールハウス 1,000㎡ 暖房機 フロントロータリー は種機 ミキサー | ・ 施設年間2回転程度利用 ・ 作付品目は少品目多量生産 ・ 省力機械の導入 |
| [No. 16] 酪農 (土地利用型) | 飼料畑 3.0ha 施設用地 0.2ha | 経産牛 40頭 育成牛 14頭 | 成牛舎 440㎡ 育成舎 70㎡ ふん処理施設 223㎡ 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 サイロ 農作業機械 他 | ・ 飼養管理は繋ぎ方式 ・ 飼養体系は通年サイレージ体系 |
| [No. 17] 酪農 (都市近郊型) | 飼料畑 1.6ha 施設用地 0.2ha | 経産牛 40頭 育成牛 14頭 | 成牛舎 440㎡ 育成舎 70㎡ ふん処理施設 223㎡ 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 農作業機械 他 | ・ 飼養管理は繋ぎ方式 |

| 営農類型 | 経営規模 | | 生産方式 | |
|----------------------------|------------|--------------------------|---|---------------------------|
| | 経営面積 | 作付面積 | 資本装備 | その他 |
| [No. 18] 肉用牛 (専用種) | 施設用地 0.3ha | 黒毛和種 繁殖雌牛 130頭 20頭 | 牛舎 1,280m ² ふん処理施設 441m ² 飼料調製機械 農作業機械 倉庫等 一式 | ・ 飼養管理は追い込み式 |
| [No. 19] 肉用牛 (交雑種) | 施設用地 0.3ha | 交雑種 150頭 | 牛舎 1,280m ² ふん処理施設 441m ² 飼料調製機械 農作業機械 倉庫等 一式 | ・ 飼養管理は追い込み式 |
| [No. 20] 養 豚 | 施設用地 0.2ha | 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 | 繁殖豚舎 160m ² 分娩舎 65m ² 育成豚舎 120m ² 肥育舎 370m ² 密閉型堆肥化装置 飼料給与機械・施設 浄化槽 農作業機械 他 | ・ 更新豚は自家育成 |
| [No. 21] 養 鶏 (直売型) | 施設用地 0.1ha | 成鶏 5,000羽 | 成鶏舎 560m ² 鶏卵処理室 33m ² 密閉型堆肥化装置 鶏卵販売施設 農作業機械 他 | ・ ウインドレス鶏舎 ・ 大雛導入 |
| [No. 22] 養 鶏 (市場出荷型) | 施設用地 0.3ha | 成鶏 20,000羽 育成鶏 6,000羽 | 成鶏舎 2,200m ² 育成舎 440m ² 育雛舎 270m ² 鶏卵処理室 33m ² 密閉型堆肥化装置 自動給餌機 自動除糞機 農作業機械 他 | ・ 開放ゲージ鶏舎 ・ 給餌・除糞等は機械化 |

(組織経営体)

| 営農類型 | 経営規模 | | 生産方式 | |
|-----------------------------|----------|--|--|------------------|
| | 経営面積 | 作付面積 | 資本装備 | その他 |
| [No. 23] 水 稲 + 小 麦 | 水田 20ha | 水稲 6ha 小麦 5ha 作業受託 6ha 計 17ha | トラクター20ps 1台 " 30ps 1台 田植機乗用型55 2台 自脱型コンバイン 2台 乾燥機3t 2台 施肥播種機 播種プラント 育苗ハウス 390㎡ 貯留タンク 1.5 t 穀粒選別・調整機 他 | ・品種の組み合わせによる作業分散 |
| [No. 24] 茶 | 樹園地 10ha | 茶 9ha (別途荒茶加工受託 9ha相当) 計 9ha | 防霜ファン 荒茶工場 F A 製茶機械 一式 可搬式摘採機 10台 可搬式せん枝機 10台 動力噴霧器 10台 管理作業機 10台 他 | ・販売は茶業センター |

2 経営管理の方法等

1 に示す営農類型の目標を実現するため、経営管理の方法等の内容は、おおむね次のとおりとする。

〈経営管理の方法〉

- ・複式簿記記帳による経営と家計の分離及び経営分析の実施
- ・青色申告の実施
- ・生産情報の記帳によるGAP（農業生産工程管理手法）の取組
- ・パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化
- ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実
- ・気象情報や市況情報などの利用
- ・専門家による助言

〈農業従事の態様等〉

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・女性農業者の経営発展、経営参画の促進
- ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・農作業事故防止対策の徹底
- ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
- ・従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・ヘルパーの活用による休日制の導入

3 営農類型の想定地域

主要な営農類型は、本県農業の特色である畑作を中心とした都市農業の経営目標を視点に置くとともに、県内5地域ごとの農業の振興方向を踏まえて設定した。

(個別経営体)

| | No | 想定地域 営農類型名 | 横 浜 | 横 須 賀 | 湘 南 | 県 央 | 県 西 |
|-----------------------|----|---------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | | 川 崎 | 三 浦 | | | |
| 野 | 1 | 施設トマト+露地野菜 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 2 | 施設キュウリ+水稻 | | | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 施設イチゴ+水稻 | | | ○ | ○ | ○ |
| | 4 | 軟弱野菜 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 菜 | 5 | 三浦型露地野菜 | | ○ | | | |
| | 6 | 露地野菜 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 7 | 野菜直売 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 果 樹 | 8 | 落葉果樹+水稻 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 9 | カンキツ+ハウスミカン | | ○ | ○ | | ○ |
| | 10 | カンキツ+落葉果樹 | | | ○ | | ○ |
| 花 き ・ 花 木 | 11 | 温室バラ | | | ○ | ○ | ○ |
| | 12 | 温室カーネーション | | | ○ | ○ | |
| | 13 | 温室鉢物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 14 | 観賞樹 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 15 | 花壇用苗 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 畜 産 | 16 | 酪農(土地利用型) | | | ○ | ○ | ○ |
| | 17 | 酪農(都市近郊型) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 18 | 肉用牛(専用種) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 19 | 肉用牛(交雑種) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 20 | 養豚 | ○ | | ○ | ○ | |
| | 21 | 養鶏(直売型) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 22 | 養鶏(市場出荷型) | | ○ | ○ | ○ | |

(組織経営体)

| | No | 想定地域 営農類型名 | 横 浜 | 横 須 賀 | 湘 南 | 県 央 | 県 西 |
|--|----|---------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | | 川 崎 | 三 浦 | | | |
| | 23 | 水稻+小麦 | | | ○ | ○ | ○ |
| | 24 | 茶 | | | ○ | ○ | ○ |

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県における新規就農者は、近年、増加傾向にあり、平成29年から令和3年までの5年間の40歳未満の新規就農者は平均92名で、40歳以上(中高年齢者)の新規就農者は平均67名と増加(平成24年から平成28年までの5年間は平均53名)している。

就農形態の特徴としては、平成29年から令和3年度までの5年間で、自営就農者の内新卒就農者が平均25名に対してUターン就農者が平均42名と多く、農外からの新規参入者が平均61名就農している。

地域別には、横浜川崎地域と湘南地域に新規就農者が多く、経営部門別では、野菜部門(主に露地)の占める割合が高く、続いて果樹、花き、畜産の順となっている。

こうした中、新規就農者の確保・定着目標として、新規就農し定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増すると国が掲げていることに対し、本県農業の持続的な発展に向け、令和14年度に新規就農者を135名/年、雇用就農の受け皿となる年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数を170経営体に増やすことを目標とする。

なお、青年等就農計画の認定制度にあっては、18歳以上45歳未満の者だけでなく、45歳以上65歳未満の中高年齢者についても、他産業従事経験等を生かし意欲的な者については、支援の対象とする。

また、他産業従事者や優良な農業経営体の事例と均衡する年間労働時間・日数(主たる従事者1人当たり1,200時間(150日)以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から3年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(第1の2の(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標の35%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

| | |
|-----------|------------------------------|
| 年間農業所得 | 200万円(主たる従事者1人当たり) |
| 年間労働時間・日数 | 1,200時間(150日)以上(主たる従事者1人当たり) |

2 営農類型の指標

本県において新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、新規就農の状況を踏まえた営農類型を示すと、次のとおりである。

(個別経営体)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------|--|---|--------------|--------------|
| 露地野菜 | 経営面積 50a (畑 50a) 〈作付面積〉 ハウレンソウ 10a タマネギ 10a ネギ 10a エダマメ 5a ダイコン 10a ナス 10a キュウリ 5a ジャガイモ 10a 計 70a 他多品目 | 直売等を主体とした 少量多品目の周年栽培 〈資本装備〉 ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100m ² ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他 | 第2の2に 準じる | 第2の2に 準じる |
| 露地野菜及 び施設野菜 | 経営面積 50a (施設用地 10a) (畑 40a) 〈作付面積〉 促成トマト 10a 抑制キュウリ 10a 小計 20a キャベツ 5a ダイコン 5a レタス 5a タマネギ 10a ジャガイモ 10a 小計 35a 計 55a 他多品目 | 直売等を主体とした 施設野菜及び多品目 露地野菜の周年栽培 〈資本装備〉 ・ハウス 1,000m ² ・暖房機 ・パイプハウス 100m ² ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他 | 第2の2に 準じる | 第2の2に 準じる |
| 露地野菜及 び果樹 | 経営面積 70a (樹園地 40a) (畑 30a) 〈作付面積〉 温州ミカン 20a ブルーベリー 20a 小計 40a ハウレンソウ 10a キャベツ 10a ダイコン 10a キュウリ 5a ナス 5a スイートコーン 5a 小計 45a 計 85a 他多品目 | 観光農園を主体とした 果樹と野菜の複合経営 〈資本装備〉 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他 | 第2の2に 準じる | 第2の2に 準じる |

3 新たに農業経営を営もうとする青年等を育成するために必要な事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農意欲の醸成に向けて、意欲ある農業者の経営改善（所得の増加、労働時間の短縮）を推進することにより、農業後継者の就農を促進するとともに、新規参入希望者など地域農業を担う新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、本県農業の魅力や重要性を広くPRし、農業への新規参入を促進するとともに、活躍する新規就農者の取組を県のホームページ等を活用して青年等に向けて情報発信し、新規就農者が安心して農業に取り組めるよう、その支援体制を整備する。

イ 県内の関係機関・団体の役割分担及び技術習得・定着促進のための支援

県は、新規就農の促進及び農業経営改善に係わる効率的な支援を行うため、県内の関係機関・団体と密接な連携を図る。

(ア) 農業振興課

関係機関・団体と就農促進関係業務の連携に努めるとともに、農業経営改善に意欲のある農業者の課題解決のために、専門家派遣等によるアドバイスなどを行う。

(イ) かながわ農業アカデミー

新規就農希望者に対して、農業に関する知識、経営状況に応じた、基礎から専門分野に至る研修教育を行う。また、新規就農希望者を対象とした就農相談から就農までの総合的な支援を行うとともに、全国新規就農相談センター等と連携し、新規就農希望者が必要とする情報の収集と提供を行う他、新たに農業経営の開始を希望する企業等（以下「新規参入希望法人」という。）を対象とした参入相談から参入までの総合的な支援を行う。

a 対象者

- ・新規就農希望者
- ・新規参入希望法人

b 内容

- ・新規就農希望者を対象とした経営管理・先端技術・情報処理などを習得するための研修教育
- ・新規就農希望者を対象とした農業基礎技術を習得するための研修教育
- ・新規就農希望者を対象とした農業基礎技術を体験するための短期的な研修教育

- ・新規就農希望者を対象とした就農相談、研修の紹介、農用地の確保のための支援、就農計画の作成支援
- ・新規就農希望者を対象とした新規就農の啓発、職業紹介（農業）等の就農支援活動
- ・新規就農希望者を対象とした全国新規就農相談センター等と連携した就農促進のための活動
- ・新規就農希望者を対象とした新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付
- ・新規参入希望法人を対象とした参入相談、農用地の確保のための支援、営農計画の作成支援

(ウ) 農業技術センター（普及指導部、地区事務所）及び畜産技術センター

新規就農者、農業経営改善に意欲のある農業者及び新たに農業経営を開始した企業等（以下「新規参入法人」という。）に対して、農業に関する知識、技術

- ・経営に係わる普及指導及び支援を行う。

a 対象者

- ・新規就農者
- ・農業経営改善に意欲のある農業者
- ・新規参入法人

b 内 容

- ・かながわ農業アカデミーが行う就農支援に対する情報提供及び就農計画策定時の技術・経営面や地域農業の実情に即した助言・指導（新規参入希望法人を含む）
- ・新規就農者を対象に農業技術習得を目的とした指導
- ・新規就農者、農業経営改善に意欲のある農業者及び新規参入法人を対象に生産現場における技術・経営等に関する指導及び相談
- ・新規就農者及び農業経営改善に意欲のある農業者を対象に情報システム等を活用した、農業者のニーズに応じた情報の提供

(エ) 農業技術センター（企画経営部、生産技術部、生産環境部、地区事務所研究課）及び畜産技術センター

かながわ農業を担う先進的な農業者に対して、最新の研究情報を提供するとともに、オープンラボラトリーの提供などを行う。

a 対象者

- ・知識・技術を必要とする先進的な農業者

b 内容

- ・オープンラボラトリーの提供
- ・最新技術等の研究成果など各種情報の提供
- ・技術研修（短期研修）実施要領に基づく研修生の受入れや講師の派遣

(オ) 地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所

市町村が策定する「地域計画」に、認定新規就農者等の新たな担い手が、地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）の適切な交付を支援する。

(カ) 公益社団法人神奈川県農業会議

農地中間管理機構として、認定新規就農者等への農用地等の賃借を促進する。

また、農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会と農地情報の一元化を図るとともに、かながわ農業アカデミーと連携協力して認定新規就農者等に対し、農用地等に関する情報の提供を行う。なお、農業委員会の区域を越えた農用地等の利用調整が必要な場合には、関係農業委員会に対し必要な情報の収集と提供を行う。

(キ) 農業委員会

認定新規就農者等が就農計画に基づいた就農を円滑にできるよう、農用地等に関する情報提供及び相談並びに農用地のあっせんを行う。

(ク) 市町村

「市町村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「地域計画」を策定する。これらを踏まえ、農業技術センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等就農計画の認定や新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）の交付等により、円滑な就農の促進及び定着の支援を行う。

(ケ) 神奈川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会神奈川県本部、神奈川県信用農業協同組合連合会

就農促進に関する営農、流通及び資金対策について、かながわ農業アカデミーへの情報提供や農業協同組合の活動支援を行う。

(コ) 農業協同組合

農業制度資金の貸付窓口として、新規就農希望者及び新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）等に対し、的確な資金確保に対する支援を行うとともに、販路の確保支援や生産組織等への加入促進等により、新規就農者の経営安定に努める。

(サ) その他関係機関・団体

新規就農希望者及び新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）等に対する技術、農用地、資金、研修先等の情報提供及び相談を円滑に行うため、就農関係情報の共有に努める。

(2) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営を営む者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及に努める。

イ 認定新規就農者への指導及び認定農業者制度への誘導

認定新規就農者の経営の確立に資するため、市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の参考様式を活用し、面談するなどの方法により把握する。

その上で、必要な場合には、農業技術センター、農業委員会及び農業協同組合等の関係機関・団体並びに専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理して、認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行を計画的に誘導する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に示したような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標及び第3で示したような新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用に関する目標等を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な集積（以下「面的集積」という。）の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

| | |
|----|---|
| | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標 |
| 割合 | 30% |

（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体及び地域農業集団の地域における農用地利用「基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫及びその他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。」面積シェアの10年後の目標である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面的集積の目標

関係機関・団体との連携を確保し、各施策等と連携することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農用地の面的集積を推進する。

この目標の達成のため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業、農業生産基盤整備事業を活用し、売買、貸借及び農作業の受委託等による農用地の流動化を促進する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項

1 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備

農業経営体の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題に対応していくため、経営及び就農を総合的に支援するための体制を整備し、農業経営改善に意欲のある農業者に対する経営相談・経営診断及び経営課題に応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援、新規就農者等に対する適切な情報提供及び就農相談等について、市町村、関係機関・団体と連携して取り組む。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示したような効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成、第3で示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び第4で示したこれら経営体への地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標達成を図るためには、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため県は、関係各課、地区農政事務所・地域県政総合センター、農業技術センター及びかながわ農業アカデミー等で県内の支援体制を整備するとともに、関係市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会及び県土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体と十分な連携を図り、必要な情報を収集し、提供するよう努める。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成に効果的に結びつくように「地域計画」の地域内の農業を担う者に位置付けられた経営体の認定農業者への誘導、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業などを柱とし、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積やその他の農業経営基盤の強化を促進する。

また、認定期間中、認定農業者は農業経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、専門家を積極的に活用する。また、市町村等において、農業技術センター、畜産技術センター、農業委員会及び農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これらを活用する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、既に経営改善に取り組む意欲や方向性が認められたものであること、当初計画と新計画との継続性が認められたものであること、必要に応じて農業者が専門家等から受けた助言等を考慮し、その経営の更なる向上に資するため、新たな農業経営改善計画の作成誘導等を行うとともに、新計画の達成に向けて次のように重点的な支援を図る。

(1) 利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業

県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、これら経営体への農用地の利用集積を農作業受委託も含めた形で促進する。この場合、借賃、農作業受託料金等の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

また、高齢農業者等が所有する農用地で引き受け手がない農用地に対しては、個人や法人で、農用地として活用する新規就農希望者などに対する利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

(2) 農用地利用改善事業

地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の設立が遅れている地域を中心として設立を推進する。

また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意のもとに、地域内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図る農業者の育成・確保を促進する事業及びその他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

各地域に適した事業により重点的、効果的な推進を図るとともに、農業技術センター等の担い手の経営改善支援を担う各機関は、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、地域での担い手への支援活動に努める。

また、集落段階における農業者の徹底した話し合いをもとにして、集落の農業の将来方向、育成すべき経営体と小規模な兼業農家等との連携及び役割分担の明確化が図られるような地域農業の確立を図る。

その中で自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式及び経営管理の合理化、法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

そして、農用地の有効利用を促進するため、ほ場整備など基盤整備事業の積極的な導入を図るとともに、集団化した農用地の利用条件の形成を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権・農地中間管理権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進する。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律第4条の規定により農地中間管理機構に指定された県農業会議は、認定農業者や農業経営の発展が見込まれる認定新規就農者など本県農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を実施する。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) 上記(1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業